

令和4年6月7日

依 頼 者 様 各 位

佐藤誠三税理士事務所
税理士 佐藤誠三

依頼者様に対する賠償責任に関する細則について
標記のことについて、下記のとおり定めます。

記

第1条（趣旨）

- ① この細則は、当事務所が遂行した業務によって依頼者様が損害を受けた際、依頼者様に対する賠償責任に関する事項について定めます。

第2条（当事務所が負うべき賠償責任）

- ① 当事務所が遂行した業務において、次の各号の一に該当する事由があったことによって依頼者様が損害を受けたときは、当該業務契約に係る契約金額の範囲内において賠償責任を負うものとします。
- 一 選択可能な税制の選択誤り
 - 二 優遇規定の適用誤り
 - 二 更正の請求の期限徒過
- ② 当事務所が負うべき賠償責任が前項の範囲を超えるとときは、依頼者様と当事務所との協議のうえ、合意に基づいて賠償責任を負うものとします。

第3条（免責）

- ① 依頼者様が受けた損害のうち、依頼者様が本来負担しなければならない部分については、前条第1項各号の一に該当する事由の有無に関係なく賠償責任を負わないものとします。
- ② 依頼者から当事務所に対する資料（書類、記録、説明、その他の資料）の提供又は明確な意思表示について、依頼者様の責めに帰すべき次の各号の一に該当する事由によって依頼者様が損害を受けたときは、当事務所の賠償責任は無条件で負わないものとします。
- 一 第2条第1項各号のいずれにも該当しない場合において、依頼者様の明確な意思表示に基づいて業務を遂行したとき
 - 二 依頼者様から資料の提供又は明確な意思表示がなかった（資料の提供又は意思表示はあったが、依頼者様の対応が当事務所の判断に誤解又は誤認を生じさせるなどの不都合があった場合を含みます。）状況のまま業務を遂行せざるを得なかったとき
 - 三 依頼者様から資料の提供又は意思表示があった時期が遅すぎたことにより、当事務所が業務を遂行するために必要かつ十分な時間的余裕がなかった状況で業務を遂行せざるを得なかったとき

四 依頼者様が当事務所へ資料を提供された後、当該資料を廃棄又は改ざん（当該資料とは別の資料を作成、当該資料への加除訂正などを行ったことにより、当該資料と同一のものではなくなった場合を含みます。）したとき

第4条（賠償金額）

① 当事務所が依頼者様に対して支払う賠償金額は、第1号の金額から第2号の金額を控除した金額に第3号と第4号の割合を乗じ、第5号の金額を控除した金額とします。

一 損害金額

二 第2条第1項各号の一に該当する事由の有無に関係なく依頼者様が本来負担しなければならない部分の金額

三 当事務所の責任割合

四 調整割合

五 特例割引の金額

② 前項第4号の調整割合は、当該業務契約に係る契約金額を分子とし、当該業務契約に係る契約金額と特例割引の金額の合計金額を分母とします。

③ 賠償金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて100円単位とします。ただし、賠償金額が100円未満のときは、全額を切り捨てるものとします。

（附則）令和4年6月7日

第1条 この細則は令和4年6月7日に施行します。